

北播磨総合医療センター企業団議会情報公開条例施行規程

〔平成22年3月4日〕
〔議会規程第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、北播磨総合医療センター企業団議会（以下「議会」という。）が管理する公文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

(他の規程等の例)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、この規程その他別に定めるものを除くほか、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程（平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号）その他企業長が別に定める規程等の例による。

(公開可否の決定権者)

第3条 議会に係る公文書公開の可否の決定等は、北播磨総合医療センター企業団議会議長（以下「議長」という。）が行うものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。